

意思表示の瑕疵（詐欺）

©甲斐行政書士事務所

1 はじめに

（詐欺又は強迫）

第96条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

効果意思が詐欺又は強迫により形成され、それが表示されているので、効果意思と表示行為は一致している。

しかし、効果意思を形成するに際して表意者に詐欺者・強迫者からの外部的作用が加えられているため、自由な意思決定が害されている点に特徴がある。

詐欺の場合は、強迫の場合と異なり、表意者に騙されたことに一定の落ち度があるため、相対的に表意者の帰責性が大きい。そこで、96条2項、3項は、詐欺についてのみ、取消の範囲を限定する規定を設けている。

詐欺とは、人を欺いて錯誤に陥らせそれにより意思表示をさせること

2 要件・効果

（1）詐欺者の故意

過失による詐欺は認められず、欺く行為により他人を錯誤に陥らせ、よって、意思表示をさせようとする故意（大判大正6.9.6）が必要

（2）違法な欺罔行為

意思表示の瑕疵（詐欺）

©甲斐行政書士事務所

人を騙す行為が、社会通念上許容範囲を超えた違法なものであることが必要

(3)(2)による錯誤

表意者の錯誤が(2)によって生じたことの因果関係

(4)(3)による意思表示（二重の因果関係）

あれなくばこれなし。

↓

(3)なくばその意思表示なし

上記要件を満たすと、その効果として、詐欺による意思表示を取り消し可能

しかし

善意かつ無過失の第三者には対抗できない（96条3項）

※表意者の帰責性が、心裡留保や虚偽表示と比べて低いから、利益衡量上、無過失要求

●第三者の詐欺の場合

(5)相手方が詐欺事実を知っていたこと、又は知ることができたこと

相手方自身が詐欺を行った場合より、相手方の信頼保護のため、取消要件を加重している。

騙されたといえ、正確な情報を集める努力を怠っている。

※欺罔行為に関与していない相手方が、過失があるだけで意思表示を取り消されるのは表意者保護に偏りすぎているという意見もある。

3 善意の第三者（96条3項）

意思表示の瑕疵（詐欺）

◎甲斐行政書士事務所

96条3項の趣旨は、詐欺取消しの遡及的無効（121条）により害される第三者を保護することにあるから、「第三者」とは、当事者及び包括承継人以外の者であって、詐欺によりなされた意思表示を前提として、詐欺取消し前に新たに法律上の利害関係に入ったものをいう（大判昭和17.9.30も同趣旨）

4 対抗要件の要否と権利保護要件の要否

表意者と第三者は前主後主の関係にあり、対抗関係（177条）にないので、第三者は表意者に対して登記なくして物権の取得を対抗できる（最判昭和49年9月26日）。

また、対抗要件が不要だとしても、権利を取得する第三者と権利を失う表意者との利益衡量上、権利保護要件を具備していることが必要となるか問題となる。判例は明示的に判示したものはないが、虚偽表示の真正権利者の帰責性と比して詐欺は小さいため、第三者が保護されるには、権利保護要件としての登記が必要とする見解がある。